

事務連絡
令和2年7月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

医師法第16条の10の規定に基づく協議について（情報提供）

医師法（昭和23年法律第201号。）第16条の10第1項の規定に基づき、一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）から厚生労働省に対して医師の研修に関する計画（以下、「研修プログラム」という。）が提示されたところです。つきましては、機構から提示のあった貴県に関する研修プログラム及び関連資料を情報提供いたしますので、下記の事項にご留意の上、**意見がある場合には地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、9月4日までに厚生労働省に提出**くださいますようお願いいたします。

記

○都道府県による確認事項

日本専門医機構が提示した都道府県別・診療科別のシーリングを踏まえ、次に掲げる条件を満たすことなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

- ① 従来の学会認定制度において専攻医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設となっていること。
- ② 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ③ 各都道府県のキャリア形成プログラムの運用において、各診療科別の専門研修プログラム定員配置が適切なものであること。
- ④ 各研修プログラムが都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・各診療科別のプログラム毎の定員配置が医師少数区域などに配慮されて

いること。

- ・各プログラムの連携施設が、各都道府県の偏在対策に資するものであること。

- ⑤ 専門医の取得と併せて臨床研究に従事する医師を養成する臨床研究医コースをシーリングの枠外にて40名から設けること。
- ⑥ 特定の地域や診療科にて従事する医師を確保する観点から、地域枠からの離脱を防ぐことを念頭に、日本専門医機構は専門研修システム登録時に地域枠医師本人の同意を取得した上で、地域枠離脱に関する意向を都道府県に確認すること。

以上

意見様式

都道府県名： _____

基幹施設名： _____

診療科領域名： _____

プログラム名： _____

1. 基幹施設又は連携施設に関する意見（3（2）①又は②に関するもの）

2. 定員配置等に関する意見（3（2）③に関するもの）

3. 医師確保対策又は偏在対策に関する意見（3（2）④に関するもの）

4. 臨床研究医コースを設けることに関する意見（3（2）⑤、に関するもの）

5. 日本専門医機構が地域枠離脱に関する意向を都道府県へ確認することに関する意見（3（2）⑥に関するもの）

6. その他

--